

10 国税との取扱いの違い

項 目	地 方 税 〈固定資産税(償却資産)〉	※国 税 (法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。 (法人税法施行令第60条) (所得税法施行令第133条)
評価額の最低限度額	取得価額の5%	備忘価額1円まで
改良費(基本的支出)	区分評価	原則区分評価(一部合算も可)
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満又は 取得価額が10万円未満)	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償 却した場合は課税対象)	損金算入可能 (法人税法施行令第133条) (所得税法施行令第138条)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価 償却資産)	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償 却した場合は課税対象)	3年間で損金算入可能 (法人税法施行令第133条の2第1項) (所得税法施行令第139第1項)
即時償却資産 (中小企業等の方が租税特別措置 法を適用して取得した30万円未満 の減価償却資産)	課税対象になります。	損金算入可能 (租税特別措置法第28条の2・ 同法第67条の5)

※国税(法人税や所得税)の取扱いについて詳しく知りたい場合は、税務署(法人課税または個人課税部門)等におたずねください。

11 非課税資産・特例資産の申告

非課税資産・特例資産を取得された場合は、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」とあわせて下記の書類を添付して申告してください。各申請書はホームページからダウンロードすることができます。(手引き1ページ下部の方法で、数字を変えて検索してください)

項目(適用条文)	添 付 書 類	注 意 点
非課税資産 (地方税法第348条) (同法附則第14条)	固定資産税 非課税申告書 (ページ番号:1004888)	非課税内容に係る関係書類もあわせて提出してください。
課税標準の特例資産 (地方税法第349条の3) (同法附則第15条)	課税標準の 特例適用申請書 (ページ番号:1008947)	特例内容に係る関係書類もあわせて提出してください。